

○吉本議長 通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、3点について一問一答方式にて一般質問を行います。

1つ目に、ソーラーパネルの設置について。

大規模な太陽光発電設備、メガソーラーは、再生可能エネルギーの導入促進のために、2012年に国が開始した固定価格買取制度以降、建設が急増しています。この制度は、太陽光、風力等などの再生可能エネルギーで発電された電気を一定期間、国が定めた固定価格で電力会社が買い取るというものです。

事業者は、メガソーラーの建設が許可された時点の買取価格、1年ごとに見直して、20年という長期間、安定した収益を見込めるものとなっています。この制度によって、ほかの電源に比べて設置基準の規制が少なく、建設費用も安価なメガソーラーが新規参入の事業者によって、次々と建設されるようになりました。

それと同時に、ここ最近、新聞紙上などで大規模な太陽光発電施設、メガソーラーの建設によるトラブルが報じられております。その内容は、主に、近隣住民には事前に何も知らされず、ある日突然、メガソーラーが建設されたことで、親しまれた自然や景観が損なわれてしまった、森林伐採による土砂災害などへの不安、電磁波や気温の上昇から来る健康への不安などが高まっている、こうした問題です。

メガソーラーが自然環境に与える影響としては、景観破壊、森林伐採、森林伐採による土砂災害の発生、土地利用の変化による動植物の生息地域破壊等があります。

一番の問題は、こうした影響が想定されるにもかかわらず、法的な規制がほとんどないことです。風力発電施設では、バードストライクなどの影響から環境アセスメントが法的に義務づけられ、その費用も事業者が負担します。しかし、メガソーラーは、同アセスメントの対象外であり、建設費用も数百万から数千万円と安いいため、土地さえ確保できれば、簡易な手続で建設することが可能となっています。

環境アセスメントの義務がないため、市民は建設計画を事前には知らされず、地域住民への説明会も開かれないことも多く、気がつけば森林が伐採され、3カ月後にはメガソーラーができ上がっていたといった事態も各地などで起こってきています。

自治体の情報公開や、こうした問題の顕著化もあって、現在は建設予定地のあちこちで、住民による反対運動も起きています。

地方自治体では、農地規制や景観保全関連の条例を整備し、無計画なメガソーラー建設を規制しようとして対応を始めている自治体も出始めてきております。

太陽光発電の将来的な発電量の可能性は大きく否定するものではありませんが、CO₂削減を目的とする再生可能エネルギーを生産するためにCO₂を吸収してくれる森林を伐採するのでは、今後、考えていかないといけない問題であると思っています。

岩出市内山地域においても、設置・建設計画がございますが、設置場所と規模の把握についてお聞きをしたいと思います。

メガソーラーは、クリーンエネルギーで環境に優しい発電所として期待される反面、設置には大規模な森林伐採が避けられず、水害や土砂災害に対する治水への不安とともに、ソーラーパネルが並ぶことによる景観への影響を懸念する声もあります。事業者からの住民説明会も開かれてきておりますが、参加された方を初め、また、近隣住民の方から水害や土砂災害への不安の声をお聞きいたしました。

土砂災害等への危険性はどうか、また、景観を損なうことはないのか、市の認識についてお聞きをいたします。

3つ目は、大型ソーラーパネル設置に対する法規制について、どのように市は考えているのか。また、設置建設に伴い、業者への指導は、どこまで、どのようにできるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ソーラーパネルの設置についての1点目、設置場所と規模の把握についてお答えします。

まず、太陽光発電設備そのものの設置については法規制がなく、近年、設置に関するトラブルが全国的に増加しております。そのような中、当市において、災害防止及び良好な生活環境の保全を図るため、県下他市町村に先駆け、平成27年9月に事業区域3,000平方メートル以上を対象とする太陽光発電設備設置事業に係る指導要綱を制定いたしました。

施行後の申請件数につきましては、北大池地区で1件、9,474平方メートル、根来地区で3件、それぞれ9,505平方メートル、6,853平方メートル、10万9,616平方メートル、山地区で1件、17万4,049平方メートルとなっております。

次に、2点目、土砂災害等災害への危険性はどうか。また、景観を損なうことはないか。市の認識について、お答えします。

事業者との要綱協議におきまして、地盤の沈下、がけ崩れ、出水、その他による災害及び周辺地域への溢水等の被害が生じることのないよう計画するように指導を行っております。

また、景観につきましては、周辺の良い景観との調和を図るため、和歌山県において、景観条例施行規則の改正に伴い、平成29年5月8日以降、一定の規模を超える太陽光発電施設の設置行為について、景観法に基づく届け出及び景観形成基準に適合することとなっております。

次に、3点目、大型ソーラーパネル設置の法規制と指導についてお答えします。

冒頭でもお答えさせていただきましたが、大型ソーラーパネルを設置することへの法規制は、現在ございませんが、当市におきましては、太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づき指導を行い、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止及び近隣住民とのトラブルの未然防止に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市におきましては、平成27年にこうした太陽光発電に関する指導要綱というのをつくられているということをおっしゃられたと思うんです。今回つくられるところは、山、山間部になるかと思えます。莫大な、巨大な地域になるわけですが、山ということになれば、環境の面で、先ほど言ったように、景観の問題ではなく、動植物の問題、生態への影響などというのも考えられるんですが、これについて、どのような状況になっているのか。

県などでは75ヘクタール以上であれば、開発区域全体の面積の中であれば、環境影響評価手続の対象となっております。この岩出市の場合は、そうした環境評価手続の対象となるのでしょうか。なければその辺については、どのような考えを市で持っておられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

また、指導についてですが、地形の問題だったり、水の問題だったり、いろんなことが想定されます。今、近年、異常気象で予想をはるかに超える雨などが降ってくるということで、実際には、メガソーラーを設置している地域では、災害の問題なども起こってきています。

災害が起きれば、それは人災であって、取り返しがつかないことになるんですが、その辺について、徹底した影響がないようにということ責任を持って言えるのか、その辺について、市としてどう考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず1点目、山地区の動植物についてはどのような状況となるのか、また、環境影響評価はどうなっているのかという質問だったと思うんですが、まず、動植物の関係についてなんですが、この場所は、もともと第二パイロットで、森林を伐採した地域であります。既に森林を伐採した地域でありますので、ソーラーパネルを設置したからといって、動植物に、今とそんなに大差ないとは考えています。

それと、環境影響評価については対象外となります。対象外となるんですが、これ一般論で申し上げますと、環境影響評価の対象とならない開発事業における環境保全についてですが、土地の状況や事業内容に応じ、森林法など個別法令による規制がありますから、その中での環境の保全が図られることになるということになると思います。

それと、次に、異常気象、雨災害について責任を持てるかということですが、先ほども申しましたとおり、岩出市では、指導要綱を制定しておりまして、極力そういうことがないように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけ、やっぱり住民の皆さんにとっては、やはりどういったものができるのかというのは全くやっぱり想像がつかないものだと思うんです。そうした中では、住民の皆さんからの不安だったりとかという声に対しては、しっかりと事業所などにも住民への説明などに対して、しっかりと行うようにということだけは、しっかりとやっていただきたいと思うんですが、これについてお答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

地元説明についてなんですが、先ほどから申しておる岩出市太陽光発電設備設置事業指導要綱の第5条で、事業者は事業計画の内容、工事方法等についての説明会、または個別説明により近隣住民に対して説明を行わなければならないとしておりますので、これに従って十分指導してまいりたいと考えております。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員　就学援助制度の充実をということで、現在、就学援助の実施主体は学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齡児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記されております。就学援助の対象者として要保護者、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者・準要保護者、市町村教育委員会が生活保護法第2条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とあります。

この要保護者、準要保護者の該当者が年々増加傾向にあり、平成27年のデータでは、該当する要保護児童生徒が全国で15万人弱、準要保護児童生徒が137万人弱います。その状況の中で、要保護・準要保護の家庭の貧困が、日本は世界最悪レベルだとメディアが取り上げていることが最近見受けられます。

一概に、要保護・準要保護家庭と定められても、誰が貧困で、誰が本当に助けを必要としているかが見えにくいのが現状ではあります。

当然、子供を持つに際して、将来設計をしっかりと持つべきものとだとは考えますが、どんなに頑張っても努力してもうまくいかないこともあります。一概に親の自己責任という言葉で片づけられないですし、子供と一緒に責任を抱えるものでもありません。子供を育てるということは、親個人に対する考え方以外に、地域の将来を担う人間を育成しているということを再認識し、ダイレクトに子供に支援がいく仕組みを市で、地域で考慮すべきではないかと思えます。

入学準備金の支給時期見直しについては前回も取り上げましたが、平成29年3月31日付で、文部科学省から平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について、通知文書が出されています。この通知をどのように受けとめ考えているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、支給額の引き上げについてであります。前回の質問の答弁において、支給額について、経済状況等を鑑み、今後、検討するとしています。しかし、消費税8%へ引き上げてきた中で、準要保護の支給額への見直しは行われてきませんでした。当然、入学準備に必要なものの購入には、消費税がかかってくるわけです。ですから、その分もあわせて上乘せ支給を行うべき対応をするべきだったと考えます。現時点でも、アベノミクスの効果は住民には行き届いていません。

収入はふえず変わらないのに、消費税分価格が高くなる。特に、準要保護世帯は、

ひとり親世帯が多く占め、全てのひとり親世帯が経済的な貧困状態にあるわけではありませんが、その割合は高く、平成25年国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の相対的貧困率は、2012年の時点で54.6%にまで上がります。大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率が12.4%であることに比べると、その貧困率の高さがわかります。

また、厚労省の調べで、27日、発表されておりますが、ひとり親世帯の貧困率は50.8%に及び、生活が苦しいと答えた同世帯は82.7%にも上りましたという状況があります。平成23年度全国母子世帯等調査によると、シングルマザーの平均年間就労収入が181万円で、その分布は100万円未満が28.6%、100万から200万円未満が35.4%となり、200万円に満たない世帯が約6割を占めています。

就業状況も、正規雇用で働くよりも非正規雇用やパートなどの雇用形態が多いことも文部科学省の調べでわかっています。経済状況で今後検討するのではなく、すぐに対応すべきですが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の2番目、就学援助制度の充実を、についてお答えをいたします。

まず、1点目の平成29年3月31日付、28文科初第1707号の通知についてでございますが、これは要保護児童生徒援助費補助金についてでございます。生活保護を受給されている方につきましては、修学旅行費以外の費用について、生活保護法に基づき扶助費が福祉課から支給されてございます。

教育委員会で行っている要保護児童生徒への就学援助費は、修学旅行費の補助でございます。今後も引き続き補助を行ってまいります。

2点目の支給額の引き上げについてですが、前回もお答えしたとおり、社会経済状況、近隣市町の状況等を鑑み、検討していきたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 この文書については、要保護という形で言われていました。準要保護ですね、岩出市の場合は修学旅行費というのはわかっているんですが、準要保護について前倒しをするという考えがないということだと思っております、同じようなことで。前回言われていたのが、岩出市の場合、前倒しの入学前の準備金について、やろうとすれば転出がかなりあるから、なかなか難しいという形で答弁されたと思います。

私も、支給時期の見直しについて、岩出市がそのような特徴を転出という部分での理由を挙げられたので、どのようにすれば実現をできるかというのを調べてみて、考えてみたわけです。

時期の見直しについて行う自治体が、全国各地で生まれてきているんですが、これ例を出せば、福岡市の場合、入学準備金の入学前支給を受けることができるものとして、この福岡市の場合、全員を就学援助、準要保護の方、全ての方が対象にしているんですが、ここで言われているのは、例えば、該当ではなくなった場合ということで書かれているんですね。平成29年3月末以前に福岡市外に転出される場合、また、平成29年4月に福岡市立または国立・県立の小中学校に入学されない場合、そうした方々は該当しないということをきちんと伝えて、また、そうしたことに当てはまってくれば、返還金をいただく。返還金が発生しますよということをうたいながら、入学前にしっかりと受給手続を行う、こういう施策をやっています。

また、愛知県の知立市では、家庭の経済的な理由により、これも同じように、就学援助の準要保護でやっているんですが、全員ではなく、必要な方々が申し出れば、前倒しで準備金を出すことができるといった方法でやっています。

岩出市でも、十分こうした各市で取り上げている、できているようなところを参考にすれば、例えば、転出が多いこの岩出市であっても、該当しなかった場合は返還金をもらう。例えば、そうでなければ、先に欲しい、先にもらいたいよ、準備ができないから困るよという方々には、先、申し出てもらおう。そういった方法でも実現可能だと思うんです。そうした点をしっかりと考えていただきたいと思います。

支給額についての変更なんですけど、今回、修学旅行費に充てているから入学前の部分については、要保護の場合ですよ。要保護の場合だったら、修学旅行費に充てているから引き上げてないという形で言われていると思うんですよ。

先ほど言ったみたいに、消費税が引き上がったときに引き上げれてないというのを前回答弁されました。でも、ランドセル買うにしても、入学の前の準備、鉛筆買う、ノート買うにしても、全てには消費税が上げられているんですよ。そのことから考えたら、当然、そのときに見直すべきだった問題をこのように放置してきたという実態が岩出市にはある。

しっかりと今後の経済状況を鑑み、検討されるんじゃないかと、今こそしっかりと支援を行うべきではないでしょうか。その辺について、もう一回答弁を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再質問についてお答えいたします。

まず、入学前の事前支給について、福岡市等の状況についてお話をいただいたんですが、返還金、返還をしてもらうという制度をとっているというようなご紹介もあったと思うんですが、その部分がかかりのリスクになると考えてございます。

私どもで平成29年度の当初予算ベースで試算しますと、今の就学援助の金額で算出しても、約300万円かかるわけです。返還金がきちんと回収できるかどうか、そういう大きなリスクもございまして、要保護の場合、対象児童生徒というのは極めて少ないわけです。しかも、国の補助制度もあるわけで、要保護については、市単独事業ということになりますので、極力リスクを負わないで対応できる方法を考えていきたいと考えています。

あと、支給額の引き上げについては、他市の状況も鑑みた上で検討していきたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど言われた福岡市の場合は、返還金が生じることなんで、岩出市には向かないと。では、後者、愛知県の知立市のような必要であれば、先に受け付けますよという取り組みならできると思います。

ぜひそれについては検討していただきたいことと、他市の状況で引き上げについては考えるというふうにおっしゃいますけど、他市の状況、全くそんなん関係ありません。岩出市の状況で、岩出市の子供たち、貧困状況や準要保護ですね、適用されるご家庭、それぞれがどうなっているのかというのは、やっぱりしっかり考えた上でやっていくべきであって、別に、他市がああだとかというのは関係ございません。岩出市として、どのように子供たちが貧困の中で貧困にならないように、しっかり子供たちに手だてをしていくのかということ考えた上では、しっかり、これはすぐにでも対応できることだと思えます。

こうした他市の状況と言わずに、岩出市独自でしっかり考えていただいて、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問についてお答えいたします。

じゃあ、希望者を募ってという方法があるじゃないかなというご指摘なんですけど、

実は、子どもでは修学旅行費の事前給付というのを今年度中に実施できるように考えてございます。修学旅行に行くに当たって、中学生の場合、約6万近く要るわけです。それを事前に給付していこうじゃないかということで、それこそ申し出のある家庭について、事前給付をする方向で、今検討を行っているところです。

その実施状況等を検討して、今後、就学援助全体について、考えていきたいと思っております。

引き上げについては、子ども教育委員会の主体的な判断で検討してまいります。

○吉本議長 これでは、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 ごみの減量化についてであります。

市は減量化の目標に、1人1日当たりの総ごみ排出量を平成12年度実績917グラムから約25%削減し、1日1人当たり688グラムにするとしています。資源化目標についても、平成12年度比で13.1%から、平成32年で25%を目標としています。

目標の達成には、1人1日の意識の向上を図り、ごみを出さない・つぐらない努力とともに、徹底した分別を行わなければなりません。これまで、ごみ袋の有料化とともに、資源回収や実態調査見学会などで減量化が進んできているとしています。また、今後は、小学校などへの出前講座なども取り組みを進めていくことも前回の一般質問において答弁されています。

さまざまな取り組みをしておりますが、岩出市の可燃ごみの内容は、古紙類や不燃物といったものがかなりまじっていることも明らかとなってきています。この可燃ごみについて、徹底した分別を行うことでどれぐらい減ると市は見込んでいるのか、お聞かせください。

2つ目に、最近、市内で数カ所、民間企業の古紙類集積所ができてございます。私は、民間企業の力もおかりして、ごみの分別や意識の向上につながることに對しては、否定するものではございません。この民間古紙類集積所を実施している事業者については、A社は、各家から出る古紙類を集積所に持っていけば、ポイントとして還元される仕組みと、B社は、無料回収となっております。しかし、この無料回収という標識に、私は違和感を感じてなりません。なぜなら、古紙類は資源であり、当然、自治体に回収された古紙には、キロ単価で収入として入ってきます。また、集団回収で、自治会などで集められた古紙類も、同じように収入となります。個人で廃品回収に出した場合でも、同じように何らかの形で返ってくるという仕組みが

できています。

市民には、ごみ袋を有料化し、ごみの減量化・分別を求めています。また、市は資源ごみの持ち去りを防ぐために見回りなどを行い、努力をやっていただいておりますが、こうした努力が、B社のようなやり方で回収されれば納得いかないのではないのでしょうか。

古紙類は資源という観点からいけば、このようなB社には適正に行われるようにすべきではないか。こうした古紙類の民間業者の集積所について、市はどのように考えているのかをお聞きいたします。

3点目は、全体のごみの減量化は進んでいると見ているが、1人当たりの排出量を減らさないことには、市の掲げている目標には到達しないと考えます。今後どのように進めていくのか、お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員のご質問3番目の1点目について、まずお答えいたします。

徹底した分別を行うことで、どれだけの減量効果を得られるかという見込みにつきましては、平成27年度から実施しております、排出された家庭系可燃ごみ袋実態調査結果から見ますと、分別を徹底することで、約25%の減量が図られるという結果が得られました。したがって、家庭から排出される可燃ごみに関しましては、分別を徹底することにより、25%程度の減量ができるのではないかと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

市内に民間の古紙引き取り事業者が無人集積所を設置し、運営していることは認識しておりますが、事業者がみずから設置した回収施設により、専ら再生利用が目的とされる古紙を回収していることに対して、違法であるとは言えません。したがって、利用者の選択に委ねられるものと考えております。

最後に、3点目についてお答えします。

目標を達成するためには、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを継続的に行うことが重要であると考えております。

市では、今後も引き続き集団資源回収奨励金事業等の減量化支援の取り組みを進めるとともに、排出された家庭系可燃ごみ袋実態調査見学会におきましても、祝祭日や土曜日など市民の方が参加しやすいよう日程調整を行うなど、市民との対話に

重点を置いたわかりやすい啓発に取り組みます。

また、小学生を新たな啓発のターゲットとして出前講座の実施、事業系ごみの分析と対策検討、家具類の粗大ごみのリサイクルなどに取り組み、目標達成に向け、取り組んでまいります。

なお、事業系ごみの実態調査につきましては、今年度、四半期ごとに事業系のごみ排出量や排出内容などの実態を調査・分析し、対策を検討し、効果的な事業系ごみの減量化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 徹底した分別を行うことで、25%減量できるというふうに市は見込んでいるというふうにお答えしました。じゃあ、これらをどのようにしてやっていくかというところが大事な点だと思います。今後の事業の進め方としては、今、部長がおっしゃったように、減量化対策、集団回収もさらに進めていくという部分と、また、実態調査をやって、各ところで見てもらう、そういったことをやっていく。小学校などに教育に行く。そして、今新たに言われたのは、事業の部分ですね、事業の部分で、ごみがどういうふうになっているかという実態調査を含めてやっていくということを言われました。

ごみというのは、当然、やっぱり意識が高まってこそ初めてごみが減っていく状況になるんですが、私も、ごみの水切りモニターというのをやらしていただいたんですね。やると、やっぱりごみ意識というのは、自分ですごく生まれてきます、当然。私、その後、じゃあ、その結果が、多分、数字でその結果については出されてたと思うんですが、それが岩出市民の方々に、みんなに広まったかなというと、ちょっと疑問が湧くんです。モニターなどのそういった調査を生かすために、どんどん新しいそうした市民を取り込んだ中での実態として、ごみの減量化を進めていく取り組みというのを今後やっていく考えは、まずないのかというのをお聞きをしたいと思います。

今は、職員の方々が一生懸命頑張っていて、各市民の中に入ってやってもらおうとしている努力はあるんですが、市民を巻き込んだ中での協力を求めなければ、やっぱりやっていく意識というのは高まらないと思うので、市民を巻き込んだそうしたモニターを通して、私が意識ももっとも高くなったというのと同時に、さらに、そういう広める運動というのを起こしてはどうかというのが1つの提案です。

2つ目は、先ほど、民間のやつについては、市民が持っていくか持っていけへんかは選択肢やというふうに言われるんやけども、無料回収ということに、古紙は資源ですよ、資源だというふうに考えていると思うんです、市は。だから、燃えるごみの中に古紙が多く入っているから分別をお願いしたいということをよく言われているんですよ。それは資源だから。

でも、資源を無料で回収しているということは、その事業者さんに無料で集まってきた市民から出された古紙というのは、そのまま事業者さんは、何かに変えてお金になるわけですから、そうじゃなくて、A社は、同じようにポイントで還元してくれたり、いろんな形でやっていると。B社は、持ってきてもらったそれは無料で回収するというのに対しては、やっぱりきちっと規制をかけるとかじゃないんで、しっかりと資源なんだから、資源に対する対価というのを払うべきやということぐらい、私はしっかり言っていただきたいんです。それを市民任せにするというのは、ちょっと納得できません。

あと、もう1点、ちょっと提案したいのは、今、市では各決められた場所に出された古紙類を回収するため、委託業者をお願いして、委託料がかかってきています。この委託料が発生して、古紙類の売り払い料というのは少ないため、持ち出し費用がかなりかかってきているというのが実態だと思うんです。

ここで提案したいのが、かつらぎ町の方式なんですけど、かつらぎ町では、古紙を回収する作業を直接古紙業者と契約を結んで、回収費用はかかっていません。直接契約を結ぶことで委託料がかからず、回収費用がかからないということを電話で、かつらぎ町の職員にお聞きしました。同時に、古紙の売り払い料は町に収入として入ってくる、こういう仕組みをとられているということなんです。

岩出市では、これまでも委託料が発生しているため、売り払いをしても持ち出しが多いというふうに言われてたんですが、こうした取り組みは岩出市でできないかという提案なんです。古紙を各ステーションに持っていけば、古紙業者が委託料をかけずに持って帰ってもらう。入ったものについてはキロ単位幾らという形で収入として市に入る。これをかつらぎ町はやっていると。これを岩出市でできないかという提案をさせていただきたい。ぜひ、これについて研究もあわせてですが、どのようにしたらできるかというのを考えていただきたいんで、それを質問といたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目は、市民を巻き込んだ啓発が大事ではないかという主旨のご意見であったかと思えます。市民を巻き込んだ啓発が最も大事であるというふうに考えております。例えば、先ほど申し上げた小学校での出前講座であります。職員のほうが出向きまして、各小学校で授業を行っております。

子供さん、児童の皆さん、ごみ減量化・分別について、本当に一生懸命学んでくれたと聞いております。子供さんというのは、三つ子の魂百までと申しますが、やっぱり子供のときに、こうやというのを習ったことは、やっぱり大人になってもやってくれるというふうにも感じていますし、それから、子供がお家へ帰って、習ったこと、やっぱり家でこういう取り組み、学校で習ってきた。お父さん、お母さん、こんなんやったら大事やでというのをまた家族のところへ波及していくというふうな、そういう形でも市民を巻き込むというふうな格好も大事かなということで、今後もこれに関しては、教育委員会の協力を得ながら、継続してやっていきたいと考えております。

それから、一般市民の方にごみ袋の実態調査、見学会、その見学会でごみ袋の中にどれぐらい資源ごみがまじっているかというのを目にしていただくというのは、かなり印象に残るものではないかと思えます。

今年度、先ほど申し上げましたように、休日とか市民の方、たくさんの方に目に触れやすいような形での開催というのも考えております。そのような形で市民の方を巻き込んだ啓発というのをやっていきたいと考えております。

それから、続きましては、もう1点、民間業者がただで古紙を集めておるという部分のご質問ですが、先ほど、利用者に委ねられると申し上げました。これ、市場原理から見まして、利用者の方々も、実際同じ古紙を出すときに、引き取りでゼロ円というよりも、幾らかでも、先ほど議員おっしゃられましたように、ポイントなり、何らかの対価がつくというところ、市場原理から見ると、選ぶのではないかと申すように、自然の流れとしてなるのではないかと考えております。

あと、それぞれ事業者の宣伝というの、それぞれの企業努力という部分で大事なのではないかと考えております。

それから、市民の方にゼロ円でというのはどうなのかというところではありますが、例えば、集団資源回収をやっていただきますと、市のほうで幾ばくかの助成金を、これ団体ということになりますけれども、という形で還元されるような、そういう仕組みもありますので、できるだけ集団資源回収等、頑張ってください、そちらの

ほうで助成のほうもさせていただくというような形でやっていきたいと考えております。

それから、先ほどの、最後、かつらぎ町の取り組みということで、これ、資源ごみの収集と運搬、それから、処理を一括で発注するという形での契約というご提案であったかと思えます。業者のほうから見ますと、収集運搬と処理を一括で受けるということになりますと、もちろん、これ商売、商業活動でありますから、もうけが出ないと。業者さんにとってもうけが出ないといけないということになります。この業務、収益については、その時々、市況によって変動するものでありますから、かなり上下動もあるかと思えます。

一方、経費でありますけども、これ、主に言えば、収集運搬する経費ということにあります。岩出市内の今の現状というのを考えますと、岩出市内では、今、資源ごみの集積箇所が1,500カ所を超える数あります。この1,500カ所を超える集積場所を現在、週に1回ということで、資源ごみの日を設けておるわけですけども、この1,500カ所以上のところ、全てを回って回収していただいた上でもうけを出すということは、現実的に考えて困難ではないか。岩出市において、かつらぎ町の取り組みというのは、なかなか成立しないのではないかというふうにも考えております。

それから、もう1つ、岩出市では、処理に関しては8種類に分けて発注しておるというところでは。

このごみ、特に資源ごみのやり方に関しましては、それぞれ市町村ごとの取り組みというような形になっておりますが、この岩出市の状況の中で考えますと、もし、ごみ種ごとに別々の業者が収集するというようなことになると、例えば、収集日において、この1,500カ所の市内の集積所に8種類のごみがありますから、8台の収集車両が入れかわり立ちかわり収集をするというようなことが想定されます。その辺の動きというのが合理的であるかということ、合理的であるとも言えないと思えますし、さらに、集積所付近の交通の問題、あるいはその付近の住民の方々へのご迷惑など、いろんな問題が発生することが考えられますので、これらを総合的に考えますと、現実的ではないと判断しておるところです。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 私、別に種類たくさん分けてやったらいいんじゃないかという提案は1つもしてないんですね。古紙類に関して、こういう方法でやっていますよと。古紙

類に関して、こういう方法はどうですかということをご提案させていただいたんで、一番できるのあれば、今まで私たちが提案しているとおり、茶色瓶、白い瓶、全部分別できるのであればしたらいいんですよ、本当に持ち出しも少なくできるし。でも、岩出市はそういうこと自体をやるのが、別にサービスだと思ってないというふうに、これまで言ってきたんですよ。だから、私もそういう提案してません。今、提案させてもらったのは、古紙回収に関して、こういうやり方をやっていますよと。それができないんでしょうかという提案をさせてもらったんです。たくさん答弁いただいたんですけどね。

もうけがないからできないんじゃないかというのは、多分、これは市の考えで、例えば、各そうした事業者さん等々に聞き取り調査をしたとか、そういったことはないと思うんです。ぜひ、そういう古紙の関係する業者などに聞き取り調査などして、そうした方法ができないだろうかというのも、しっかりとやった上でご回答をさせていただきたいんです。

多分今のままだったら、もうけがないんじゃないかなと。無理なん違うかなと。市の判断だけで言うておられるんじゃないかなというような答弁でしたので、その辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、平成27年度の資源ごみの収支ということでございますが、紙類、今言われた古紙類なんですけど、一応、新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、シュレッダー、紙類の合計で1,346万9,071円でございます。資源ごみの収集運搬委託料では6,107万4,864円ということで、差し引きしていただきましたら、プラスになると。先ほど市来議員のほうから言われたとおり、業者に問い合わせはしてないんじゃないかということでございます。うちのほうで、かつらぎ町でやっている事業者も把握しております。

うちの収集形態ということは、市民の方にもやっていただいている分別につきましては、廃プラもペットも古紙も、同じ日に、同じ場所に出していただくようになっております。これを変えるということになりましたら、曜日が、月、火、水、木、金しかないの、非常に難しいんじゃないかと。今、かつらぎがやっている業者さんに聞きましたけれども、うちでは、資源ごみの収集、回収日、きょうもやっておりますが、きょう、4者で12台以上の車が出ております。それを1者で古紙だけに

限りましても、それが、例えば、ゼロ円になったということになりましても、結局、廃プラスチック、ペットボトル、それと自治会に入っていない方の古紙はどうしますかというふうに問題になってきますと、結局、市で回収しなければならない。そういう状況になりますと、今の現況でやっていくほうが効率的かと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。